

交際費等の損金不算入制度の見直し・延長

■ 背景・目的

租税特別措置法上、交際費等は原則損金不算入となるが、販売促進手段に限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費である。本改正により、地方活性化の中心的役割を担う中小法人の経済活動の活性化や、「安いニッポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から交際費の見直しを行う。

■ 税制措置の内容

会議費の実態を踏まえ、交際費等から除外される飲食費に係る金額基準を、1人当たり5,000円以下から10,000円以下に引き上げる。
令和6年(2024年)4月1日以後に支出する飲食費より適用され、適用期限は3年間延長される。

※交際費等：交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの

■ 改正前後の比較

項目	改正前	改正後
交際費等から除外される飲食費に係る金額基準	1人当たり5,000円以下	1人当たり 10,000円 以下
接待飲食費に係る損金算入の特例	飲食費等の額の50%を損金算入できる ※飲食費には、社内接待費（その法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用）は含まれない。 ※資本金の額等が100億円超の法人は除外される。	変更なし
中小法人に係る損金算入の特例 ※中法法人：資本金の額等が1億円以下の法人	以下いずれかの金額を損金算入できる ① 定額控除限度額（800万円）までの全額 ② 飲食費等の額の50%	変更なし

※費用の金額基準である10,000円の判定や交際費等の額の計算は、法人の適用している消費税等の経理処理（税抜経理方式または税込経理方式）により算定した価額により行う。